



広報

なは



第778号毎月1回発行

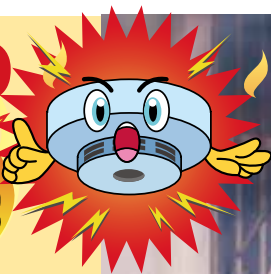
2015年(平成27年)

11月

市の人口と世帯	
※()内はうち外国人	
2015(平成27)年9月末現在	
総人口	323,558 (3,317)
男	156,915 (1,919)
女	166,643 (1,398)
世帯数	146,483 (2,144)

発行：那覇市
編集：秘書広報課
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
☎(代表)867-0111
印刷：有限会社サン印刷

取りつけていますか？ 住宅用火災警報器



秋の火災予防運動 統一標語 **無防備な 心に火災が かくれんば**

みなさん、「自分の家は大丈夫」、「火災なんて他人事」などと考えていませんか？そんな心に火災発生の危険性は隠れています。

なかでも、火災による死者のうち9割以上を占めているのが「住宅火災」。だからこそ、ご家庭の火災対策が重要なのです。

今年度は11月9日から15日まで、秋の火災予防運動が実施されます。

今一度、ご家庭の火災対策を見直してみましょう。



住宅火災では半数以上が「逃げ遅れ」で亡くなっています

火災は発見が遅れてしまうと、そのご家庭だけでなく隣の建物へも燃え広がることで被害が拡大し、あなたの命、まわりの命も奪ってしまう恐れがあります。

実際に、住宅火災で亡くなる方の約56%が「逃げ遅れ」によるものとなっていますが「表1」、「住宅用火災警報器」により早い段階で火

火災警報器の設置場所

- 寝室・階段・台所への取り付けは義務です(台所については市条例による付加設置)
- 居室への取り付けもおすすめします



住宅用火災警報器の設置は義務です

全国の火災発生による死者のうち、実に9割以上が「住宅火災」となっています。

ご家庭ではコンロの火や、電気機器のコンセント、タバコや線香など、火災発生の原因となるものが多く、発見が遅れると逃げ遅れや隣家への延焼の危険があります。

そこで、平成18年(既存住宅にあつては平成23年)から自動的に火災発生をいち早く発見し、警報音で知らせる「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられました。

お問い合わせ 消防局予防課 ☎867-0212

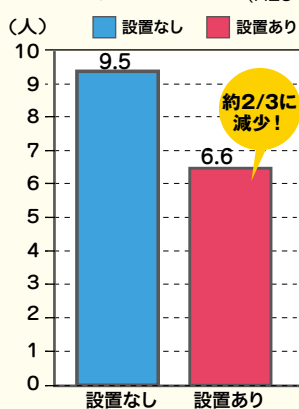
市内でも「火災警報器」で火災を防いだ事例

真嘉比のアパート2階に住む一人暮らしの70代女性が、朝食を調理中に鍋に火を掛けたままゴミ出しのため、アパート1階のゴミ集積場に下りた。その場で近所の住人と会話をしている間に、火にかけたままの鍋から煙が出て住宅用火災警報器が発報。その音を聞いた隣室住人が、コンロの火を止めたため、火災には至らなかった。消防隊到着後、原因は鍋の空焚きによるものと確認した。

また、住宅用火災警報器により、就寝時や留守時に警報音によって住人や隣人が火災に気づき、被害を防げたという事例も多く報告されています。安全、安心のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

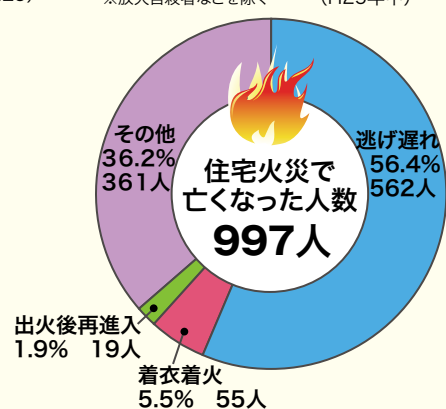
すでに設置済みのご家庭でも、設置から約10年で電池が切れます。交換時期が近づくときや通知音が流れますので、機器の取換えを忘れずをお願いします。

【表2】住宅火災100件あたりの死者数 ※放火などを除く (H23～H25)



出典：消防庁ホームページ
(http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/qa/)を加工して作成

【表1】住宅火災で亡くなった原因 ※放火自殺者などを除く (H25年中)



出典：平成26年版 消防白書
(<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h26/h26/html/1-1a-2-3.html>)を加工して作成

災に気づくことができれば、早く避難することができま。住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べて死者が約3分の2に減少しているとの調査結果も示されています【表2】。

主な紙面

- 秋の火災予防運動
 - 児童虐待防止推進月間／犯罪被害者週間／なふあめわ協働
 - 生活困窮者自立支援事業開始／その他
 - 保育園・幼稚園・認定こども園入所案内／その他
 - 情報バック
 - 博物館トピックス／ニュースダイジェスト
- 6 7 8

気をつけて! 充電式電池はきちんと取り外していますか?



那覇・南風原クリーンセンターでは、「もやさないごみ」や「そだごみ」を破砕処理し、資源としてアルミ・鉄類等を回収していますが、その処理中にたびたび火災が発生しています。

火災現場を調査すると充電式電池や充電式電動ドライバー等のバッテリーパックが発見され、これが主な原因として考えられています。

現在までに設備に影響を与えるような大きな被害は出ていませんが、仮に設備に損傷を与えた場合は、「もやさないごみ」や「そだごみ」の処理が滞り、受け入れ体制に影響が出てしまいます。

過去3年間の火災発生原因を見ると、充電式電池などの割合が増加していることから、今後はより一層の注意が必要となります。

電化製品等を廃棄する際には確実に充電式電池やバッテリーパックを取り除き適正に処理していただくよう、ご協力をお願いします。



焼け焦げた充電式電池

火災の発生件数とその内訳

年度	項目	原因		計
		充電式電池・バッテリーパック等	その他	
H24	件数	1	6	7
	割合	14.3%	85.7%	100%
H25	件数	5	4	9
	割合	55.6%	44.4%	100%
H26	件数	7	1	8
	割合	87.5%	12.5%	100%
H27 (4-9月)	件数	3	0	3
	割合	100%	0%	100%



火災の発生状況

お願い

充電式電池は、市で適正に処理することができません。電化製品をお買い上げの販売店または充電式電池の回収リサイクル協力店に引き取ってもらうようお願いいたします。

充電式電池リサイクルマーク



お問い合わせ 廃棄物対策課 ☎951-3231